

生駒市規則第 2 2 号

生駒市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 2 9 年 4 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
生駒市病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成 2 8 年 7 月生駒市規則第
2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「血管外科」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 血管外科
- (2) 皮膚科

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 7 日から施行する。